**2019年第3回定例会　代表質問**

**日本共産党　福島宏子**

**１．『核兵器禁止条約への署名・批准を政府に求めることについて』**

広島・長崎に原爆が投下されて、今年で74年です。被爆者の平均年齢は82歳を超えました。私は今年8月6日に広島を、9日に長崎を訪れました。街中いたるところで平和への願いに溢れていました。長崎の平和記念式典会場で港区平和青年団の千羽鶴を見つけ大変うれしく思いました。

私たちは今「被爆者のいる時代の終わり」にいます。「生きているうちに核兵器のない世界の実現を」と願う被爆者の願いに背を向け、平和式典のあいさつで核兵器の「か」の字にも触れない日本政府に憤りを覚えます。いったいどこの国の首相でしょうか。

2017年7月7日、国連で122か国の賛成で核兵器禁止条約が採択されました。現在70か国が署名し、26か国が批准しています。唯一の被爆国として日本政府は一刻も早く署名・批准をするべきです。来年2020年はNPT（核不拡散条約）発行50年の節目の年で、ニューヨークで再検討会議が開かれます。

港区は1985年8月15日に平和都市宣言し、核兵器の廃絶を広く訴えることを誓いました。また、港区も参加する「平和首長会議行動計画」でも核兵器禁止条約の早期締結をうたっています。

1. 港区長として早期に核兵器禁止条約に署名・批准するよう国に要請すること。
2. また、港区で毎年7月の終わりから8月15日まで平和展が開催されていますが、会場に「ヒバクシャ国際署名」が置かれていないのはなぜでしょうか？核兵器廃絶の大きな力となる署名を各会場に設置すること。
3. 併せて平和展の来場者数をカウントして把握すること。

★それぞれ答弁を求めます

**２．『羽田新飛行ルートについて』**

8月8日に国土交通大臣は、都心上空を低空飛行する羽田空港の新飛行ルートを2020年3月29日から運用開始することを発表しました。国は地方自治体や住民の理解を得ることが新飛行経路の前提条件だと明言していたにもかかわらずその約束を投げ捨て方針決定したことは断じて認められません。また、東京都知事がこれに同意し感謝するコメントを発表したことは大変遺憾です。

共産党都議団の情報公開請求で、東京都の意見表明にあたって事前に関係区市に議事内容の確認とともに「都の意見案」についての意見が求められ、すべての自治体が「なし」と回答していることがわかりました。町会など広範な地域住民から反対の声が上がり、港区議会には第2回定例会で5つの町会とみなとの空を守る会からの請願が出されているにもかかわらず、都の意見表明に異論を述べなかったことは、重大な背信行為です。

国土交通省の発表を受けて武井区長の発表したコメントには「区民から不安の声が寄せられており、情報の周知が十分ではないと考えている」「安全安心と生活環境を守る立場から国の責任において、区民の不安や疑問の払しょくに向けたきめ細かな情報提供や丁寧な説明を行うよう、国に対して強く求めていく」とあります。

区民を代表する区長として、この時期になって周知や説明を求める段階ではありません。関係自治体が見直し・撤回を求めることしか区民の安全を守るための道はないのです。

平穏に暮らしている人口密集地の上空に飛行機を飛ばすことは憲法が保障する『幸福追求権』の侵害であり憲法違反です。このようなやり方は日本の民主主義の崩壊に道を開き次世代に遺恨を残すものです。

1. 港区長として国に対し、新飛行経路の運用開始決定の撤回を求めること

★答弁を求めます

**３．『国公有地の有効活用について』**

区政にとって特別養護老人ホームや園庭のある区立保育園の建設は、引き続きの大きな課題です。その際一番のネックは土地の確保です。

　幸いなことに、区内には国有地、都有地がかなりあります。土地の確保は区民の施設要望を実現するうえで不可欠です。

1. 当面、芝消防署跡地、解体のはじまった麻布警察署跡地の確保について、東京都に申し入れること。

★答弁を求めます。

**４．『シルバーパスについて』**

超高齢化社会を迎え、高齢者の生活を支え社会参加を促進するうえで、移動手段としての交通機関の充実とその利用の改善は重要な課題となっています。この点で2000年から東京都が実施している70歳以上の高齢者を対象としたシルバーパスの制度は、多くの高齢者に利用され、外出することが元気の源にもつながり介護予防の観点でも歓迎されています。

しかし同時に、制度発足当時は無料パスであったものがその後利用者の費用負担が導入され、現在は購入する際、住民税非課税または所得125万円以下の高齢者は1,000円、それ以外の高齢者は一律に20,510円がかかります。このため利用者が激減し、制度発足当初は全体で72％の利用があったものが2016年度には46％となり制度の趣旨である高齢者の社会参加、高齢者福祉の充実に逆行するものとなっています。港区では現在1,000円で購入している方は11,195人で対象者の34％、20,510円での購入は3,203人で9％と低い利用率です。

世帯の所得金額により購入額を変えている名古屋市や、介護保険料所得段階に基づいて購入額を決めている福岡市など制度の中身は全国で様々な工夫が見られます。購入可能年齢も60歳のところもありまた、運転免許返納者には無料で交付する自治体もあります。山形市は75歳になると購入金額が下がります。

　港区ではゆりかもめへのシルバーパスの適応が高齢者の強い要望となっています。東京都は第3セクターの交通機関について、適用対象から外していますが横浜市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市などの政令都市では第3セクターでの利用も認めており、要望に応えることが強く求められています。

港区として次の項目の実現を東京都に強く要望すること。

1. シルバーパスの負担軽減を図るため、所得に応じた応能負担とすること
2. ゆりかもめでの利用を認めること

★それぞれ答弁を求めます

**５．『デイサービス事業への支援について』**

港区の総人口は25万人を超え、そのうち高齢者は約43,800人で、要介護・要支援の認定者は約9,100人です。

介護サービス事業者ガイドブック「ハートページ」を見ると居宅サービスが12種類、地域密着型サービスが7種類と様々なサービスが繰り広げられています。

この中の通所介護（デイサービス）についてお尋ねします。

区内には16か所のデイサービスがあり、うち8か所は港区立の事業所です。地域密着型と呼ばれる定員が19人以下の事業所は8か所、すべてが民間です。デイサービスは介護が必要になった方でもできるだけ自立できるよう、介護度を悪くしないためにもなくてはならない施設です。

しかし、港区内の民間事業所は家賃が高くて経営が厳しい状況があり、実際に閉鎖を余儀なくされるところが後を絶ちません。「サービス内容を充実するためには人手が必要だが運営を考えると増やせない。」「このままでは利用者が減ってしまうのではないか心配」との深刻な相談を受けました。

港区立の事業所は家賃がかからないわけですから施設運営を考えると労働条件や人件費の面で大きな格差が生まれてはいないでしょうか？これは直接利用者の方が受ける介護に差が生まれることになります。

本来福祉は公的に公費で行うことが当たり前だと考えますが、現実ではデイサービスは民間活力に頼らざるを得ない状況です。

1. 民間のデイサービス事業所に対しての港区独自の家賃補助を行うこと
2. 民間事業所の経営状況を把握し、利用者への対応に格差が生じないよう港区として責任を持つこと

★それぞれ答弁を求めます

**６．『子どもたちの通園・散歩時の安全確保について』**

5月から6月にかけて区内全保育園対象に安全点検調査が行われ、現場目線での

危険個所が寄せられました。その数はなんと600か所に迫るとお聞きしました。

これを見ると、地域によって危険の種類が大きく異なることがわかります。特徴としては芝浦・港南地域では青信号が短く渡り切れないという声が多いことです。複数の園から指摘されているのは「港南小学校前」で5歳児でも渡り切れないとのこと。また、芝地区の「芝公園グラウンド前」の信号も複数の園から指摘されています。延長ボタンを押しても間に合わないと言うのです。これは待ったなしで改善する必要があります。一方、白金地域や麻布地域は道幅が狭いところが多く、見通しが悪いことで危険を感じるケースが特徴です。ガードレールはあっても歩道が狭く散歩用のバギーが通れないという現状は深刻です。園庭のない保育園は散歩に出ることが必然ですから散歩車が通れなくては困るのです。

目黒区では子どもたちが安全に公園まで移動する手段として、区独自で送迎バスを走らせています。港区でも安全な移動手段として独自の施策が必要です。事故があってからでは遅いのです。また、園庭が有るか無いかで保育内容に格差が生じることはあってはなりません。

1. 指摘された危険個所を早急に調査し、改善すること。
2. 園の要望に応じて、散歩時の安全確保ための人員を増やすこと。
3. 遊び場までの移動手段として、港区独自で送迎バスを走らせること。
4. キッズゾーンの指定を急ぐとともに、車両のスピードの規制や違法駐車に関して関連機関とともに「歩行者優先」「子どもの命を守る」視点で対策を急ぐこと

★それぞれ答弁を求めます。

**７．『加齢に伴う難聴者に補聴器購入費用の助成について』**

　耳が遠くなりコミュニケーションをとることが難しくなった高齢者は、家庭の中でも社会的にも孤立し、引きこもりがちといわれています。一方、早めに補聴器を使うことで難聴の進行を抑え、社会生活を送るうえでの障害を取り除くことが可能です。

世界保健機構（ＷＨＯ）では４１デシベル以上に補聴器をつけることが推奨されています。この時期に放置すると気付かないうちに進行し、認識できない音が増えていきます。だから早期の補聴器装着が必要なのです。しかし、補聴器は２０万～５０万円と高価で、年金暮らしの高齢者には手が届きません。

全国でも補聴器購入の補助制度が広がっています。２３区では千代田区など９区が補助しています。

難聴の進行を抑えるうえで、早期発見が重要です。区の職員は、労働安全衛生法に基づき、聴力検査を実施していますが、区民健診には聴力検査の項目がありません。

第２回定例会で、港区医師会が行っている「高齢者難聴の早期発見のための聴力検診」を紹介し、医師会の意見を聞き、「高齢者難聴検診」のお知らせを区民健診の案内に同封することなど、区民に知らせる手立てを検討することを提案しましたが、何の相談もしていないとのことです。

1. 港区でも早急に、加齢性難聴者の補聴器購入費用の助成を実施すること。
2. 特定健康診査、基本健康診査で希望する人には難聴検査を実施すること。
3. 港区医師会と相談を早急に行うこと。

★それぞれ答弁を求めます。

**８．『３歳児健診の眼科健診について』**

　３歳児健診の眼科健診で、弱視を見落とすと、一生回復しないことが分かっています。健診で発見するためにはスコープを利用した検査機器の導入が必要です。これまで榎本茂議員も、早期発見の為にスコープの導入を求める質問をしています。質疑のやり取りを聞いていて、子どもの視力の一生に関わることなのに、なぜ導入しようとしないのか不思議でなりません。

　榎本議員も指摘している通り、絵指標を使っての家庭任せの検査では全く解決になりません。視覚訓練士による検査が実施されていますが、スコープの導入でさらに精度を高める必要があります。

　子どもの視力の発達は８歳ごろに完成するといわれています。弱視とは、この視力の発達が妨げられ低視力になることです。弱視の疑いがある場合には視力の発達が見込める早い時期での治療が不可欠です。その時期が３歳児健診です。

3歳児健診で弱視を見逃すと一生視力が回復しません。

1. 弱視の早期発見のため、3歳児検診にスコープ検査を導入すること。

★答弁を求めます。

**９．『青山地域での生鮮三品が購入できる店舗の確保について』**

「青山ピーコックストアの閉店」以降、青山地域（西麻布・赤坂・渋谷区を含む）では、生活するうえでなくてならない生鮮三品や日用品を購入できる店舗の確保が重要な課題となっています。

党区議団の提案を受け、赤坂総合支所街づくり課のみなさんの努力もあり、都営青山北町アパート（北三団地）内に八百屋さんが出店しました。

また、現在建設中の都営住宅の隣に、都有地を使って高級マンションを含む民間の開発が進んでいます。そこに生鮮三品や日用品などが購入できる店舗の誘致を要請しています。来年５月には完成予定です。

1. 都営住宅の移転後も八百屋さんの移動販売を継続すること。
2. 青山地域で鮮魚類の移動販売ができるよう、引き続き努力すること。
3. 建設中の民間マンションへの店舗の誘致が実現するよう、事業主に強く働きかけること。

★それぞれ答弁を求めます。

**１０．**『**（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業について』**

第２回定例会の代表質問で、「（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」について、神宮外苑の再開発について撤回を求めました。私たちの区議団ニュースを見た区民やそれ以外のたくさんの方から「こんな計画本当なのか？」「絶対にやめてほしい」との声が寄せられています。この計画は景観、環境、文化、貴重な緑等を根底から破壊するものであり、明治神宮の外苑としての歴史的な成り立ち、文化的価値をもないがしろにするものです。

地権者である明治神宮、日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）、伊藤忠などが関わり、三井不動産がまとめた計画の問題点を繰り返しになりますが再度述べておきます。

１　神宮外苑の貴重な景観が破壊される。

２　近隣住民への配慮が全くなく、緑を破壊する。

３　風害が耐え難いものになる。

４　神宮外苑にホテルはなじまない。

５　都心での貴重なスポーツ施設がなくなる。です。

神宮外苑は、スポーツ愛好家にとってなくてはならない場所です。ところが今計画ではテニスコート（室内も含む）がなくなってしまう危険が大です。一部室内にスポーツ関連施設が計画されるようですが、スポーツ愛好家を追い出すものです。

　港区は、神宮外苑いちょう並木周辺を「景観形成特別地区」に指定し、景観を何よりも大切に守る地域とし、『景観重要公共施設』として神宮外苑いちょう並木を位置づけています。

区民の憩いの場を取り上げるような乱暴な開発、景観を破壊する計画は港区としても断じて許せないはずです。第2回定例会でも区長から三井不動産など事業者に計画の白紙撤回を求めるよう提案し、区長は、「今後の具体的な開発計画に関する協議に当たっては、区が目指すまちづくりの実現に向け、事業者を適切に指導、誘導していく」と答えました。

1. 区の景観の位置づけからして再開発計画自体が大問題なのですから、計画の撤回を求めること。

★答弁を求めます。